

教育カードローン「秀才くん」

平成22年10月1日 現在適用中

1. 商品名	教育カードローン「秀才くん」
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～⑤の全ての要件を満たす方 ①当金庫の営業区域内に居住または住所を有する事業所に勤務(または営業)する方 ②満20歳以上65歳以下かつ最終弁済時満70歳未満の個人の方 ③勤続年数が2年以上または同一事業の営業年数が2年以上の方 ④次の対象校に入学および在学する子弟を有する親権者およびご本人 <ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、経理学校、デザイン学校、特別支援学校の高等部 ・在学期間が1年以上の外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院など（ただし日本国内に入学手続きができる窓口がある場合に限る） ⑤保証会社の保証を受けることのできる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・入学金、授業料、下宿代、生活費等就学にかかる一切の費用（ただし、遊興費、娯楽費は除く）
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上300万円以内（当座貸越50万円単位、証書貸付1円単位）（当初は当座貸越、卒業後は証書貸付となります） （ただし、上記限度額以内で、当金庫の審査基準によります）
5. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越 卒業予定の年の5月10日まで（最長4年6か月以内） ・証書貸付 卒業後5年6か月以内 ・当座貸越と証書貸付の合計期間を最長10年以内とする
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（当金庫短プラ連動・お取引に応じて金利優遇があります）
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越 随時返済（利息は毎月返済） ・証書貸付 元利均等毎月返済（ボーナス月増額返済も可）
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・担保・保証人ともに必要ありません
9. 保証会社	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)オリエントコーポレーション
10. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資利率に含みます
11. ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認資料 健康保険被保険者証、運転免許証、パスポート ②所得証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の方 前年の源泉徴収票または公的機関発行の所得証明書 ・個人事業者の方 税務署の受付印のある確定申告書の写しまたは公的機関発行の所得証明書のいずれか ③就学証明資料 合格通知書・入学許可書・合格証明書・在学証明書・学生証
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にお問合せください
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当（電話：0120-06-1152 9:00～17:00）にお申し出下さい。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825 9:00～12:00/13:00～17:00）にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）</p>

1 3. 苦情処理措置 紛争解決措置	②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
1 4. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・専用カードでATMにてご利用(お借入・ご返済)いただけます ・お申込に際しては、審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・ご返済の途中で繰上返済等返済条件を変更された場合には、「手数料一覧表」記載の事務手数料をお支払いいただきます。 ・現在のご融資利率や返済額の試算につきましては、融資担当者までお気軽にお問合わせください。